

報道各位

勝山市 健康体育課

不妊治療費助成事業の拡大について

令和5年度から、みだしの事業を拡大して実施しますのでお知らせします。

記

不妊治療費の自己負担額を全額助成します

助成内容 下記の不妊治療費の自己負担額を全額助成

- ①一般不妊治療（不妊検査・人工授精）
 - ②特定不妊治療（体外受精・顕微授精・精巣内精子採取術）
- ※保険適用の有無は問いませんが、福井県不妊治療費助成制度を優先
※年度内の申請回数制限なし

助成対象 以下の条件すべてに該当する夫婦（事実婚含む）

- ①夫婦のいずれかが1年以上勝山市に住所を有すること
 - ②市税の滞納がないこと
- ※年齢制限なし

その他

- ・国内でもトップレベルの福井県の助成制度を上回る日本一の助成内容
- ・今年度より不妊検査・保険診療による治療も助成対象として拡大
- ・助成額上限及び回数制限の撤廃

問い合わせ先

健康体育課 健康増進係 担当 山内、中川
TEL：0779-87-0888 FAX：0779-87-3522
e-mail：kenkou@city.katsuyama.lg.jp

助成対象となる治療、助成額が拡大されました

勝山市不妊治療費助成事業

対象者 下記のすべてに該当する夫婦（事実婚含む）

- 勝山市に1年以上住所を有すること
※夫婦のいずれかでも可
- 市税の滞納がないこと

対象となる治療

- 一般不妊治療（不妊検査・人工授精）
- 特定不妊治療（体外受精・顕微授精・精巣内精子採取術）

※保険適用の有無は問いませんが、治療内容は福井県特定不妊治療費助成事業実施要綱に準ずるものが対象となります。

助成額

対象となる治療にかかった治療費の自己負担額をすべて助成

※福井県特定不妊治療費助成事業および不妊検査・一般不妊治療費助成事業を優先し、自己負担額から助成額、高額療養費、付加給付金等を除いた額になります。

※回数制限、年齢制限はありません。

申請方法

下記の書類をそろえて治療した年度内に下記担当まで申請してください。

※年度末にまとめず、なるべく治療終了毎に申請してください。

- ①不妊治療費助成金交付申請書
- ②領収書の原本
- ③不妊治療費助成金請求書
- ④振込を希望する金融機関の通帳の写し
- ⑤福井県特定不妊治療費助成承認決定通知書（該当者のみ）
- ⑥福井県不妊検査・一般不妊治療費交付決定通知書（該当者のみ）
- ⑦保険証の写し（保険診療による治療者のみ）
- ⑧高額療養費・付加給付金等の支給証明書類（保険診療による治療者のみ）
- ⑨戸籍抄本（配偶者の住所が市外にある場合のみ）
- ⑩事実婚関係に関する申立書（該当者のみ）



様式は
こちらから
ダウンロード可

《担当》勝山市福祉健康センター「すこやか」内
健康体育課 健康増進係 TEL0779-87-0888